

知事監視製品（令和6年11月6日石川県告示第398号）

1 知事監視製品を特定できる情報

1	2	3	4
<p>次の写真に示すとおり、被包に「Science ANAL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「GAY MILK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「hole in love」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「KATANA 一刀両断」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
5	6	7	8
<p>次の写真に示すとおり、被包に「HELL BREATH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「DIAMOND 牙鬼」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「THE Ultra Voltage HAZY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「Spice INAZUMA MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
9	10	11	12
<p>次の写真に示すとおり、被包に「AMSTER DAM MASTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「THE H」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「PLAY GIRL EX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>次の写真に示すとおり、被包に「YAMAN SHAMAN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>
			

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和6年11月7日